

「帯広市都市農村交流センター」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
帯広市都市農村交流センター	帯広市西 22 条南 6 丁目 6 番地 2

2 指定管理者

帯広市西 7 条北 1 丁目 11 番地
北王コンサルタント株式会社
代表取締役 熊頭 勇造

3 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで